## H28年受験用『佐藤としみの条文順過去問題集』

~法改正による「問題」「解答解説」の訂正について~

『佐藤としみの条文順過去問題集』をご利用いただき、ありがとうございます。 現時点での法改正による「問題」「解答解説」の訂正箇所をお知らせいたします。

# 「条文順過去問題集②<労働保険編>」改正による訂正箇所

#### く労災保険法>

問題	訂正前	訂正後
	□□265 保険給付に関する不支給決定	□□265 保険給付に関する不支給決定
	に不服のある被災者や遺族は、審査請求	に不服のある被災者や遺族は、審査請求
	をした日から1か月を経過しても <u>労働者</u>	をした日から1か月を経過しても審査請
	<u>災害補償保険審査官</u> の決定がないとき	<u>求について</u> の決定がないときは、 <u>労働者</u>
	は、当該審査請求に係る処分について決	災害補償保険審査官が審査請求を棄却し
265	定を経ないで労働保険審査会に対し再審	<u>たものとみなすこと</u> ができる。(H22-7A)
200	<u> 査請求をする</u> ことができる。(H22-7A)	265 → × (法 38 条 1 項、2 項)
	265 → × (法 38 条 1 項、2 項)	審査請求をした日から「3 か月」を経過
	審査請求をした日から「3 か月」を経過	しても決定がないときは、 <u>労働者災害補</u>
	しても決定がないときは、その決定を経	償保険審査官が審査請求を棄却したもの
	ないで労働保険審査会に再審査請求をす	とみなすことができる。_
	<u>ることができる。</u>	
	□□267 保険給付に関する不支給決定	
	についての審査請求に係る労働者災害補	
	償保険審査官の決定に対して不服のある	
	被災者や遺族は、どのような場合にも、	
	労働保険審査会に対し再審査請求すると	
267	同時に、処分の取消しの訴えを提起する	<削除>
201	ことができる。(H22-7E)	✓刊休✓
	267 → × (法 40 条) 保険給付	
	に関する決定について、当該「処分の取	
	消しの訴え」は、原則として、再審査請	
	求に対する労働保険審査会の「裁決を経	
	た後」でなければすることができない。	

	□□268 保険給付に関する決定につい	
	ての審査請求に係る労働者災害補償保険	
	審査官の決定に対して不服のある者は、	
	再審査請求をした日から3か月を経過し	
	ても裁決がないときであっても、再審査	
	請求に対する労働保険審査会の裁決を経	
	ずに、処分の取消しの訴えを提起するこ	
	とはできない。(H23-4B)	
	268 → × (法 40 条) 処分の取	
0.00	消しの訴えは、当該処分についての再審	Z WiLTA N
268	査請求に対する労働保険審査会の裁決を	<削除>
	経た後でなければ提起することができな	
	いが、「再審査請求がされた日から3か月	
	を経過しても裁決がないとき」、又は、再	
	審査請求についての裁決を経ることによ	
	り生ずる著しい損害を避けるため緊急の	
	必要があるときその他その裁決を経ない	
	ことにつき正当な理由があるときは、そ	
	の裁決を経ずに処分の取消しの訴えを	
	「提起することができる」。	
	■□269 「事業主が故意又は重大な過	
	失により生じさせた業務災害の原因であ	
	る事故」について保険給付を行ったとき	
	に該当するとして、政府からその保険給	
	付に要した費用に相当する金額の全部又	
	は一部を徴収する処分を受けた事業主	<削除>
	は、当該処分に不服がある場合でも異議	
269	申立てをすることはできない。(H22-7B)	
	269 → × (法 41 条、徴収法 37	
	条、行審法6条) 事業主からの費用徴	
	収に関する処分に不服がある場合は、都	
	道府県労働局長に異議申立を「行うこと	
	ができる」。なお、この異議申立に対する	
	処分に不服がある場合には、厚生労働大	
	臣に審査請求をすることができる。	

	今回の改正も含め、保険給付に関する決 定に不服のある者は、労働者災害補償保 険審査官に対して審査請求をすることが	
H21 選択 式	でき、当該審査請求をした日から3か月を経過しても審査請求についての決定がないときは、当該審査請求に係る処分についての決定を経ないで、 E に対して再審査請求をすることができる。	<削除>

### <雇用保険法>

問題	訂正前	訂正後
	□□336 公共職業安定所長が行った失	□□336 公共職業安定所長が行った失
	業等給付に関する処分に不服のある者	業等給付に関する処分に不服のある者
	は、当該処分があったことを知った日の	は、当該処分があったことを知った日の
	翌日から起算して 60 日以内に、労働保険	翌日から起算して3箇月以内に、労働保
	審査会に対して審査請求をすることがで	険審査会に対して審査請求をすることが
336	きる。(H21-7B)	できる。(H21-7B)
330	336 → × (法 69 条 1 項) 失業	336 → × (法 69 条 1 項) 失業
	等給付に関する処分に不服がある者は、	等給付に関する処分に不服がある者は、
	当該処分があったことを知った日の翌日	当該処分があったことを知った日の翌日
	から起算して <u>60 日</u> 以内に、「雇用保険審	から起算して3箇月以内に、「雇用保険審
	査官」に対して審査請求をすることがで	査官」に対して審査請求をすることがで
	きる。	きる。

□□339 失業等給付に関する処分の取 消しの訴えは、当該処分についての再審 査請求がされた日の翌日から起算して3 か月を経過しても労働保険審査会の裁決 がない場合には、当該再審査請求に対す る労働保険審査会の裁決を経ずに提起す ることができる。(H24-7D) 339 → ○ (法 71 条) 設問のと 339 おりである。なお、再審査請求について の裁決を経ることにより生ずる著しい損 害を避けるため緊急の必要があるときそ の他その裁決を経ないことにつき正当な 理由があるときについても、労働保険審 査会の裁決を経ずに提起することができ る。

<削除>

#### <徴収法>

問題	訂正前	訂正後
248	□□248 労働保険徴収法第 15 条第 3 項の規定による概算保険料の額の認定決定の処分について不服があるときは、当該決定処分の処分庁たる都道府県労働局歳入徴収官に対して異議申立てをすることができ、その決定に不服があるときは、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる。(H25-災8D) 248 → ○ (法37条) 設問のとおりである。概算保険料の認定決定の処分に係る異議申立ての相手方は、当該処分をした行政庁(処分庁)である所轄都道府県労働局歳入徴収官となる。なお、確定保険料の認定決定の処分について不服があるときも、同様の手続を行うこととなる。	□□248 労働保険徴収法第 15 条第 3 項の規定による概算保険料の額の認定決定の処分について不服があるときは、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる。(H25-災 8D) 248 → ○ (行審法 2 条) 設問のとおりである。

	□□249 事業主が所定の期限までに確	□□249 事業主が所定の期限までに確
249	定保険料申告書を提出せず、政府が確定	定保険料申告書を提出せず、政府が確定
	保険料の額を決定したとき、当該決定処	保険料の額を決定したとき、当該決定処
	分について不服申立てを行う場合には、	分について不服申立てを行う場合には、
	厚生労働大臣に対する異議申立てをしな	厚生労働大臣に対する異議申立てをしな
	ければならない。(H2O-災 9A)	ければならない。(H2O-災 9A)
	249 → × (法 37 条) 確定保険	249 → × (行審法 2 条) 確定保
		<u></u> 険料の認定決定について不服があるとき
	合は、まず処分庁である「所轄都道府県	は、「厚生労働大臣に対して審査請求をす
	労働局歳入徴収官」に対して異議申立を	
	□□250 労働保険徴収法第 19 条第 4 項	□□250 労働保険徴収法第 19 条第 4 項
	の規定による確定保険料の額の認定決定	の規定による確定保険料の額の認定決定
	の処分について不服があるときは、当該	の処分について不服があるときは、当該
	決定処分の処分庁たる都道府県労働局歳	決定処分の処分庁たる都道府県労働局歳
	入徴収官に対して審査請求をすることが	入徴収官に対して審査請求をすることが
	でき、その裁決に不服があるときは、厚	でき、その裁決に不服があるときは、厚
	生労働大臣に対して再審査請求をするこ	生労働大臣に対して再審査請求をするこ
250	とができる。(H25-災 8E)	とができる。(H25-災 8E)
	250 → × <u>(法 37 条)</u> 確定保険	250 → × <u>(行審法2条)</u> 確定保
	料の認定決定の処分について不服がある	険料の認定決定の処分について不服があ
	ときは、処分庁たる都道府県労働局歳入	るときは、「厚生労働大臣」に対して「審
	徴収官に対して「異議申立て」をするこ	査請求」をすることができる。
	とができ、その決定についてなお不服が	
	<u>あるときは、厚生労働大臣</u> に対して「審	
	査請求」をすることができる。	
	□□251 労働保険徴収法第25条第1項	□□251 労働保険徴収法第25条第1項
	の規定による印紙保険料の額の認定決定	の規定による印紙保険料の額の認定決定
251	の処分について不服があるときは、当該	の処分について不服があるときは、当該
	決定処分の処分庁たる都道府県労働局歳	決定処分の処分庁たる都道府県労働局歳
	入徴収官に対して審査請求をすることが	入徴収官に対して審査請求をすることが
	できる。(H25一災 8C)	できる。(H25-災 8C)
	251 → × <u>(法 37 条、昭 37.9.29</u>	251 → × <u>(行審法2条)</u> 設問の
	基発 1021 号) 設問の場合には、「厚生	場合には、「厚生労働大臣」に対して審査
	労働大臣」に対して審査請求を行うこと	請求を行うことができる。
	ができる。	

	□□252 延滞金の徴収の決定処分につ	□□252 延滞金の徴収の決定処分につ
	いて不服申立てを行う場合には、当該決	いて不服申立てを行う場合には、当該決
	定処分の処分庁たる都道府県労働局歳入	定処分の処分庁たる都道府県労働局歳入
	徴収官に対する異議申立てをすることが	徴収官に対する異議申立てをすることが
	できる。(H20一災 9C)	できる。(H20一災 9C)
	252 → × <u>(法 37 条、行審法 5 条)</u>	252 → × <u>(行審法2条) 設問の</u>
252	延滞金の徴収の決定処分は、概算保険料	場合は、「厚生労働大臣」に対して「審査
	又は確定保険料の認定決定「以外」の処	請求」をすることとなる。
	分に当たるため、都道府県労働局歳入徴	
	収官への異議申立はできず、処分庁の直	
	近上級行政庁たる「厚生労働大臣」に対	
	して「審査請求」をすることとなる。	
	□□253 労働保険徴収法第28条第1項	□□253 労働保険徴収法第28条第1項
	の規定による延滞金の徴収の決定の処分	の規定による延滞金の徴収の決定の処分
	について不服があるときは、当該決定処	について不服があるときは、当該決定処
	分の処分庁たる都道府県労働局歳入徴収	分の処分庁たる都道府県労働局歳入徴収
	官に対して異議申立てをすることができ	官に対して異議申立てをすることができ
253	る。(H25-災 8B)	る。(H25一災 8B)
200	253 → × <u>(法 37 条、行審法 5 条)</u>	253 → × <u>(行審法2条)</u> 延滞金
	設問の場合は、都道府県労働局歳入徴収	の徴収の決定の処分に不服があるとき
	官に対して異議申立てをすることはでき	は、「厚生労働大臣に対して審査請求」を
	ない。延滞金の徴収の決定の処分に不服	行うことができる。
	があるときは、「厚生労働大臣に対して審	
	査請求」を行うことができる。 	
	□□254 追徴金の徴収の決定処分につ	□□254 追徴金の徴収の決定処分につ
	いて不服申立てを行う場合には、当該決	いて不服申立てを行う場合には、当該決
	定処分の処分庁たる都道府県労働局歳入	定処分の処分庁たる都道府県労働局歳入
	徴収官に対する異議申立てをすることは	徴収官に対する異議申立てをすることは
254	できない。(H20-災 9E)	できない。(H20-災 9E)
	254 → ○ (法 37 条、行審法 5 条)	254 → ○ <u>(行審法2条)</u> 設問の
	設問のとおりである。追徴金の徴収の決	とおりである。追徴金の徴収の決定処分
	定処分について不服申立を行う場合は、	について不服申立を行う場合は、処分庁
	処分庁の直近上級行政庁たる「厚生労働	の直近上級行政庁たる「厚生労働大臣」
	大臣」に対して「審査請求」をすること	に対して「審査請求」をすることとされ
	とされている。	ている。

	□□255 労働保険徴収法第19条第6項	□□255 労働保険徴収法第 19 条第 6 項
	の規定による納付済概算保険料の額が確	の規定による納付済概算保険料の額が確
	定保険料の額を超える場合の充当の決定	定保険料の額を超える場合の充当の決定
	の処分について不服があるときは、当該	の処分について不服があるときは、当該
	決定処分の処分庁たる都道府県労働局歳	決定処分の処分庁たる都道府県労働局歳
255	入徴収官に対して異議申立てをすること	入徴収官に対して異議申立てをすること
	ができる。(H25-災 8A)	ができる。(H25-災 8A)
	255 → × <u>(法 37 条、行審法 5 条、</u>	255 → × <u>(行審法2条)</u> 設問の
	昭37.9.29基発1021号) 設問の場合は、	場合は、「厚生労働大臣に対して審査請
	「厚生労働大臣に対して審査請求」を行	求」を行うこととなる。
	うこととなる。	
	■□256 事業主が所定の期限までに提	
	出した確定保険料申告書の記載に誤りが	
	あり、政府が確定保険料の額を決定した	
	とき、当該決定処分の取消しに関する訴	
	訟は、当該決定処分についての異議申立	
	てに対する都道府県労働局歳入徴収官の	
	決定を経た後であれば、提起することが	
	できる。(H2O一災 9D)	
256	256 → × (法 38 条) 確定保険	<削除>
	料の認定決定の処分について不服申立を	
	するときは、まず、処分庁である所轄都	
	道府県労働局歳入徴収官に異議申立を	
	し、この決定について不服があるときは、	
	厚生労働大臣に対して審査請求をするこ	
	ととされており、当該審査請求に対する	
	「厚生労働大臣の裁決」を経た後でなけ	
	れば、処分取消の訴えは、提起できない。	

■□257 追徴金の徴収の決定処分の取 消しに関する訴訟は、いかなる場合にお いても、当該決定処分についての審査請 求に対する厚生労働大臣の裁決を経た後 でなければ、提起することができない。 (H20-災 9B) 257 → × (法38条、行訴法8条 2 項各号) 行政事件訴訟法において、 ①審査請求があった日から3か月を経過 257 <削除> しても裁決がないとき、②処分、処分の 執行又は手続きの続行により生ずる著し い損害を避けるため緊急の必要があると き、③その他裁決を経ないことにつき正 当な理由があるときには、裁決を経ない で処分の取消しの訴えを提起することが できることとされているため、いかなる 場合においても提起ができないわけでは ない。

以上